

## B 遺言書がなく、遺産分割協議書がある場合

揃った書類に  と部数を記入し、下記書類とこの一覧表を  
池田泉州銀行へご提出ください。

**ご参考** 記載の資料はキットに  
同封しております。

<input checked="" type="checkbox"/>	ご提出いただく必要書類一覧(すべて原本をご持参ください)	部数	入手元	ご参考
<input checked="" type="checkbox"/>	預金通帳、証書 所在不明の場合は、相続預金等 手続依頼書の「通帳・証書の有無」欄の「無し」にチェックしてください。		お客さま	相続預金等 手続依頼書 ②相続預金等の 表示・取扱内容
<input checked="" type="checkbox"/>	キャッシュカード ※所在不明の場合は提出不要です。		お客さま	/
<input checked="" type="checkbox"/>	クレジット一体型キャッシュカード退会届 (クレジット一体型キャッシュカードの場合のみ必要です。)		弊行	
<input checked="" type="checkbox"/>	被相続人さま(亡くなられた方)の戸籍謄本 出生から死亡までの連続した戸籍(除籍)謄本。①		市(区)町村役所 (役場)	「戸籍謄本を取得 していただく 際のお願ひ」
<input checked="" type="checkbox"/>	相続人さま(全員)の戸籍謄本 相続人であることが確認できる戸籍謄本(全部事項証明書) ① ※被相続人の戸籍(除籍)謄本で確認できる場合は不要です。 ※相続人が兄弟姉妹となる場合には、被相続人の両親の出生から死亡 までの連続した戸籍(除籍)謄本が必要です。		市(区)町村役所 (役場)	
<input checked="" type="checkbox"/>	遺産分割協議書(実印が押印されたもの) 相続人全員の印鑑登録証明書を添付。		お客さま	/
<input checked="" type="checkbox"/>	相続預金等 手続依頼書 弊行の預金等を相続される方が特定されている場合は、その方が自署・捺印を してください。特定されていない場合は、相続人全員が自署・捺印してください。		弊行	相続預金等 手続 依頼書 のご記入見本
<input checked="" type="checkbox"/>	印鑑登録証明書(6ヶ月以内に発行されたもの) 相続人お一人さまにつき1枚。 ※被相続人さま名義でのお借入れがある場合、3ヶ月以内に発行されたものが必要です。		市(区)町村役所 (役場)	「相続手続の ご案内」冊子 P.7

必要に応じてご提出ください

<input type="checkbox"/>	●払戻金を相続人の預金口座に入金する場合 入金票(当行口座へ入金の場合) / 振込依頼書(他行口座へ入金)の場合		弊行	/
<input type="checkbox"/>	●預金取引の名義変更をされる場合(※) 印鑑票(引き継がれる方の取引印を押印してください。)		お客さま	/
<input type="checkbox"/>	●払戻金を現金で受け取られる場合(※) 被相続人さまのお取引店へお受取人さまが実印と本人確認書類をご持参ください。		お客さま	/
<input type="checkbox"/>	●特定口座または投資信託口座取引がある場合 特定口座廃止届 兼 投資信託口座廃止届出書		弊行	「投資信託の ご相続に あたって」
<input type="checkbox"/>	●NISA口座がある場合 NISA死亡届 兼 ジュニアNISA死亡届		弊行	
<input type="checkbox"/>	●投資信託の名義変更をされる場合(※) 相続上場株式等移管依頼書など(ご相続いただく口座の種類によって異なります。)		弊行	
<input type="checkbox"/>	●債券取引の名義変更をされる場合(※) 相続上場株式等移管依頼書など(ご相続いただく口座の種類によって異なります。)		弊行	「債券の ご相続に あたって」
<input type="checkbox"/>	●貸金庫取引がある場合(※) 貸金庫鍵、貸金庫カード(貸金庫のタイプにより異なります。) 貸金庫に関する依頼書、貸金庫開扉依頼書		お客さま 弊行	/
<input type="checkbox"/>	●その他 相続放棄申述受理証明書 成年後見人・保佐人・補助人を確認する登記事項証明書 特別代理人選任審判書、および特別代理人の印鑑登録証明書 ( )		家庭裁判所 法務局 市(区)町村役所(役場) など	/

(※) 事前に被相続人さまのお取引店にお問合わせください。

① 法務局が発行する「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」(書類原本)をご提出いただく場合、  
戸籍謄本の弊行あてのご提出は原則不要です。返却を希望されている場合はお申し出ください。